

社会福祉法人矢祭福祉会
令和7年度
事業計画書

社会福祉法人矢祭福祉会
特別養護老人ホームユーアイホーム
ユーアイホームショートステイ
ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
矢祭町地域包括支援センター
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑

令和 7 年度 社会福祉法人矢祭福社会事業計画書

社会福祉法人矢祭福社会は、平成 30 年度事業計画に基づき、矢祭町からの指定管理を受けて、同年 12 月 1 日に軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）櫻の苑を新設した。

これにより、矢祭福社会は事業の展開・拡張という局面を迎え、地域からの期待も増加し、地域福祉の向上と発展に寄与するサービスの拠点機関としての役割が一層求められている。

今年度は、事業の展開・拡張に相応する適切なサービスの質と量を担保していくため、法人全体および法人組織を構成する各施設・事業所における体制の整備や組織力（チームアプローチ、連携）の強化が必要であり、各施設・事業所がサービスの向上において自主性を発揮し、多様なニーズに柔軟かつ的確に対応して、創意工夫や連携協力によりサービスの向上・充実に取り組む姿勢が不可欠である。

矢祭福社会は、理事長をはじめとする法人職員の一人ひとりが、「矢祭福社会が地域における高齢者福祉の第一人者であり、地域福祉になくてはならない存在である。」という自覚と自負をもち、「矢祭福社会が地域から期待される役割をきちんと果たしているか。」について真摯に確認・点検を繰り返し、地域のニーズを受け止め、地域住民が直面する課題や問題の解決・軽減に挑み、地域住民の生活に安心と安全をもたらすことを、法人全体かつ各施設・事業所共有の目標に掲げる。

尚、目標の達成に向けて、今年度における法人の運営方針、重点事項と計画について以下のとおりとし、それらの実現と実践に努める。

I 運営方針

- 1 人間の尊厳と社会連帯の理念を基本とし、公正・公平な法人運営に努める。
- 2 地域における福祉サービスの拠点として、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を図り、地域の期待に応える。
- 3 広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。
- 4 職員の資質向上を図るとともに、自己研鑽に努め、社会の進展に応じた広い視野をもって経営にあたる。

II 重点事項

1 施設・事業所運営の充実

ア 当法人の施設・事業所の提供する福祉サービスは、「利用者の権利擁護」の視点に立った「利用者の尊厳を支え安心できる介護の充実」と「自立の支援」を重点と

し、その実践に向けた取り組みを進めるとともに、各権利に対応した適切且つ質の高いサービスの提供に努める。

本年度の施設サービスについては、個別ケアの向上を基本に「笑顔のある暮らしづくりを目指す」ことを運営の重点目標とし、利用者の立場に立ったサービスの提供とサービスの質の向上に努める。

イ 通所介護の「居宅サービス事業」(おひさまデイサービス)については、地域の高齢化に伴い増加している、認知症高齢者の方々が、住み慣れた環境(矢祭町)で、安定し安心な在宅生活を継続していくため、家族の身体的・精神的負担の軽減(レスパイトケア)及び本人の日常生活の安定、社会的孤立の解消、心身機能の維持・回復等を図る通所サービスを提供し、地域福祉の向上に貢献する。

ウ 「地域包括支援センター」の運営については、在宅の高齢者やその介護者が、生きがいのある生活と安心して介護ができるよう、介護相談等の援助活動を推進するとともに、介護予防の拠点として機能を強化し、包括的支援事業、介護予防事業、任意事業、指定介護予防支援事業、指定相談支援事業、障がい者相談支援事業の展開を、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士及び矢祭町と連携協働して実施する。

エ 「ケアハウスせせらぎ荘・特定施設事業」の運営については、入居者が「住んで良かった」と思える環境づくりと生活の支援の充実に努めるとともに、居宅介護施設として、入居者の意思及び人権を尊重したサービスの提供が出来るよう、職員間の連携を図る。

オ 「軽費老人ホーム櫻の苑・特定施設事業」の運営については、入所サービスを必要とする軽度の要介護高齢者および生活課題(独居、高齢者夫婦世帯、買い物や交通機関の問題等)をもつ高齢者のニーズに応えるため、安心かつ快適な生活環境と利用者の心身状態に即した個別のケア、支援が提供できるサービス体制について整備し、安定した施設運営に努める。また、ユーアイホームおよびせせらぎ荘との連携を図り、職員の技能・資質やサービスの内容、プログラムの向上に取り組む。

2 福祉サービスの総合的な推進

「ユーアイホーム」「おひさまデイサービス」「地域包括支援センター」「ケアハウスせせらぎ荘・特定施設事業」「矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑・特定施設事業」の有機的連携を図り、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスの総合的な提供、迅速な福祉サービスの提供に努め、高齢者の自立を支援する。

3 職員の資質向上と福利厚生

利用者に対し、より充実したサービスを提供するには、職員が常に自己研鑽に努め、実践力を培い、人間性を豊かにしてサービスにあたる必要がある。

研修は、このような力を培い、資質向上のための重要な場であるという基本的考え方に立って、職員研修を積極的に推進し、人材の育成に努める。

また、職員の福利厚生を図り、魅力ある職場づくりを推進する。

4 地域福祉等の推進

施設の行事、施設外活動やボランティアの受け入れなどを通じ、地域社会との交流を一層推進するとともに、広報活動等で矢祭福祉会の活動内容を周知する。

5 人材の確保

当法人が運営する施設・事業所が、良質で安定したサービスの提供を維持するために基盤となるスタッフの確保について取り組みを強化する。

また、採用したスタッフが職場に定着し、活躍していくために、受け入れ部署の上司や先輩スタッフが採用者の状況・状態を把握し、入職後早期から適切な支援をおこなう「定着支援（導入期支援）」に取り組む。

Ⅲ 計 画

1 業務執行体制の確立

(1) 法人の組織・職員の配置・・・・・・・・(図1、表1・2参照)

2 利用者の安全確保と生活環境の整備

利用者の安全確保を図るとともにやすらぎのある施設づくりを推進するため、生活環境の整備に努める・・・・・・・・(表3防災訓練計画参照)

(1) 防災訓練・教育の推進

ア 矢祭福祉会消防計画に基づき、防災訓練計画を立て、特養、各事業所別及び合同のもとに総合訓練・部分訓練（避難誘導・消火・通報・救護）・震災訓練・水害訓練・基礎訓練・自主点検・防災教育を実施する。

イ 建物、設備等の保全に努め、利用者に障害が生じないように努める。

ウ 非常時の食糧、避難場所、救急用品等の確保に努める。

(2) 生活環境の整備

ア 庭園の利用促進と整備に努める。

イ 清潔で衛生的な施設にするために、掃除、整理、整頓に努める。

ウ 設備上、必要な物品を整備し、処遇環境の充実に努める。

3 職員の資質の向上

(1) 職員の成長と組織の発展を図るため、職員研修と目標管理制度を計画的に推進する・・・・・・・・(表4職員研修計画参照)

ア 職場内研修（新任、専門、幹部、全体研修）、派遣研修の充実

① 職場内研修を推進し、福祉施設従事者としての自覚と専門意識を身につけさ

せ、職員の資質の向上に努める。また新人育成リーダーを配置し、新任職員指導の充実を図る。

- ② ケアプラン策定、リスクマネジメント等の課題についての勉強会等学習活動を推進し実践力と専門性の向上に努める。
 - ③ 国・県・県南及び県社協・老施協主催の福祉研修に派遣し、社会福祉に関する専門的な知識、技能を習得させサービスの質の向上を図る。
- イ 目標管理による業務の自己管理と能力開発の取り組みへの支援
- ① 次期の業務目標を設定し、その向上に取り組み、自らの職務能力と専門性の向上を図る。
 - ② 職員の目標を把握し、それに沿った目標達成への取り組みを支援する。
 - ③ 各種研修機関主催の研修に参加させ、人間的成長を援助し、豊かな人間性を育てる。
 - ④ 先進施設の見学や実習を行い、見聞を広め、技能を体得させることにより利用者処遇の向上を図る。
- (2) 各専門分野の学習会等を行う。
- ア 介護保険制度における諸課題や専門的な知識や実技の習得のため、学習会を行い問題解決および実践力を身につけ、より良いサービスの提供を目指す。
- (3) 資格取得の奨励
- 介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・管理栄養士等、資格取得のための受講及び自主研修を援助し、専門性の向上を図る。

4 地域福祉の推進

- (1) 地域との相互交流の推進
施設の行事、施設外活動、地域の行事等を通じ、利用者と地域住民との交流を深め、地域に根ざした施設づくりを推進する。
- (2) ボランティアの受け入れ
ボランティアの受け入れにあたっては、その希望や条件等をよく把握し、適切な奉仕活動と協力が得られるよう配慮する。
- (3) 施設広報の充実
季刊「やまばと」等の編集活動を強化し内容の充実と、年3回程度の定期発行に努める。施設の事業内容、経営状況、利用方法等をわかりやすく編集した広報誌を家族、地域住民に配布し、老人福祉に対する理解を深める。

5 人材の確保

- (1) 福祉の職場に対するマイナスイメージを払しょくするために、福祉のしごとの「社会的意義・やりがい大きいこと」「資格や専門知識を活かすことができる高い専門性があること」といったプラスイメージと安心して長く働くことが可能な職場環境について法人職員各々が認識し、自法人や施設の魅力を話し合い、応募

者や外部にアピール、情報を発信する広報担当者としての意識を持つ。

- ア 法人の魅力…理念と地域への貢献度 研修による技能向上および資格取得の支援
福利厚生制度およびワークライフバランス
- イ 仕事の魅力…社会的意義、やりがい、未経験でも習得できる能力やスキル、喜び
や誇りを感じることに
- ウ 職員の魅力…人柄（人間性）信念や情熱、プロとしての意識、チームワーク雰囲気
や安心感

- (2) 非福祉系学校の卒業者や中途未経験者の採用を見据えて、採用後に育成で身につけさせる「育成要件」を明確化し、職員間で共有、指導育成に反映すること。

なお、「育成要件」はおおむね次の事項を基本とする。

- ア 福祉や介護および法人の理念を理解させること
- イ 数年後のキャリアイメージを描かせ、日々の業務意識を高く持たせること
- ウ 業務に必要な専門知識、専門スキルを習得させること
- エ 職種ごとに必要となる資格の取得について支援すること

- (3) ハローワークや福祉人材センターとのネットワークを基本に、多様な手段・方法を駆使して採用（につなげる）活動に取り組むこと。

- ア 新聞や求人情報誌への求人広告の掲載
- イ 地域の高校や専門学校への訪問および講師派遣
- ウ 職能団体等による技能研修会への講師派遣
- エ 養成校からの実習生や学生ボランティアの積極的受け入れ
- オ 就職説明会への参加および施設見学会の開催
- カ 採用専用のチラシ・パンフレットの製作と配布

- (4) 採用者が職場に定着し独り立ちしていくための「定着支援」に取り組む。特に入職後、職場になじむまでの「導入期」は、不慣れな業務が多く不安を抱きやすい時期であることから、きちんと周囲がフォローし、丁寧に支援する体制を築くことが求められる。具体的には次の事項に取り組む。

ア 入職前に受け入れ態勢を整え、事前準備をしておく

- ・本人の使用する用具類や備品類をそろえておく
- ・業務指導者とは別に世話係を配置する
- ・自己紹介する場を設ける
- ・早めに歓迎会を開催する
- ・6ヵ月程度の指導計画を立てておく

イ 職場のメンバーとの相互理解を深める

- ・過去の経歴、成果、得意分野を聞く
- ・メンバー個々の人柄、タイプを教える
- ・独りぼっちにせず、必ずメンバーと一緒に行動させる（食事や休憩も含む）

- ・毎日、ミニ面談をし、悩み事や心配事、不安な事があるときは解決・軽減を図り、できるだけ自宅に持ち帰らせない
 - ・表情や態度を観察してサインを見逃さず、緊張をほぐす言葉かけをし、安心感を持たせるようにする
- ウ やるべき仕事について具体的にイメージさせる
- ・場当たりの仕事をさせず予め用意しておく
 - ・最低限の知識やスキル、心構えについて勉強会を開く
 - ・業務の流れがわかるマニュアルや手順書を与える
 - ・業務指導担当者を配置し、基本的にペアで行動する
 - ・独り立ちするまでに身につけるスキルや覚えなければならない仕事をイメージさせておく

6 新型コロナウイルス感染の予防及び感染拡大防止対策

- (1) 新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止のため、基本的感染対策を徹底する。
- ア 職員の手指の消毒、マスクの着用
 - イ 職場内の消毒や換気
 - ウ 職員の健康チェック、食事や休憩時など居場所（食堂、休憩室、更衣室）の切り替わりに注意する。
 - エ 感染防止マニュアルを確認・活用する。
 - オ 感染予防委員会を開催し、適時且つ適切な予防対策を講ずる。
 - カ 感染予防ツール（簡易抗原検査キット・簡易陰圧装置）の活用。
 - キ 職員間の密を避け、接触機会の低減に取り組む。
 - ク ワクチンの追加接種について推奨し、円滑に接種できるよう便宜を図る。
- (2) 万が一、施設内または事業所内で発生した場合を想定し、発生時の具体的な対応や手順、役割分担等についてマニュアルを用いて周知、共有を図り、イメージトレーニング及びシュミレーションに取り組む。

表1 職員の配置

令和7年4月1日予定

〈介護老人福祉施設 特別養護老人ホームユーアイホーム〉〈定員86名 短期入所10名〉

事業所	施設長	介護支援専門員	生活相談員	事務員	看護師	看護職員	理学療法士	看護職員兼機能訓練指導員	管理栄養士	介護職員	用務員	嘱託医師	実人員計
指定介護老人福祉施設	1	1	2	4	3	8	1	1	2	32	4	①	59
指定短期入所生活介護事業所						1				4			5

〈注〉○は非常勤

〈通所介護事業〉

事業所	生活管理者兼生活相談員	介護職員	実人員数
ユーアイホームおひさまデイサービスセンター	1	3	4

〈矢祭町地域包括支援センター〉

事業所	責任者兼介護支援専門員兼福祉士	保健師	介護支援専門員	実人員計
矢祭町地域包括支援センター	1	1	1	3

〈軽費老人ホームせせらぎ荘・矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑〉

事業所	介護支援専門員兼管理者	管理者兼生活相談員兼事務員	介護支援専門員兼機能訓練指導員	看護師	看護職員	介護職員	生活相談員兼事務員	生活相談員兼介護職員	実人員計
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘		1	1	1		6			9
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑	1				1	9	1	1	13

職員数総計
93

表2 定例法人役員会等

(令和7年度予定)

会議名	時期	議事内容
法人監査	令和7年5月上旬	令和6年度会計執行状況
		令和6年度施設の運営状況監査
第1回理事会	令和7年5月下旬	令和6年度事業報告及び会計決算報告、 評議員選任候補者推薦、理事及び監事選 任案決定
評議員選任委員会	令和7年6月上旬	新評議員の選任
第1回評議員会	令和7年6月上旬	令和6年度事業報告及び会計決算報告、 委嘱状交付、新理事及び新監事選任案決 定
第2回理事会	令和7年6月上旬	委嘱状交付、理事長及び業務執行理事選 定
第3回理事会	令和7年12月下旬	令和7年度会計補正予算
第4回理事会	令和8年3月下旬	令和8年度事業計画
第2回評議員会		令和8年度会計当初予算

表3 防災訓練計画

訓練種別		実施月	訓練内容
総合訓練		11月、3月	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員及び利用者を対象に避難誘導、消火、通報、救護訓練を連携して行う総合訓練を実施する。 ・必要に応じ消防機関の指導、地域の協力を要請する。
震災訓練		9月、10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時における避難誘導活動、情報収集活動、消火活動、出火防止措置について訓練を実施する。
部分訓練	避難誘導	昼間想定 5月、6月、 夜間想定 7月、8月、 12月、1月	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の規模を種々に想定し、避難時の混乱の防止に留意し、非難誘導技術の向上に努める。
	基礎訓練 消火	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器及び屋内消火栓による初期消火訓練。 ・各種消火器の性能、適応火災と使用方法を習得させ模擬火災による消火実演を行う。
	通報連絡	4月、11月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網による通報要領により行う。 ・災害時の非常放送及び災害状況の伝え方、情報の収集について。
	救護	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急手当及び搬送要領を熟知する。 ・常時臥床者、車椅子利用者等の緊急時の搬送要領を熟知する。
基礎訓練		4月	<ul style="list-style-type: none"> ・自営消防活動の基礎となる諸動作及び消防活動に使用する設備、機器等の要領により行う。
防災教育		4月	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の周知徹底、防火管理についての職員の任務及び責任の確認、その他火災予防上必要な事項。
自主点検		6月、12月	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報機、誘導灯、その他防災設備の自主点検。

表4 職員研修計画

(1) 施設研修

令和3年度		実施月	内容
全体研修	一般研修	10月	外部講師による接遇・マナー研修
	防災研修	4月	施設災害に対する研修
	伝達研修	5月・9月・12月・3月	一般研修の後、派遣研修等の報告・伝達
新任研修		6月	新採職員に対する基礎的知識・技術の習得
職員研修		7月	勤務経験年数に応じた職員研修
幹部研修		随時	幹部として必要な知識・技術の習得
腰痛予防研修		2月	腰痛予防に対する講義
外部施設研修		職員を2班に分けて実施	県内外先進施設等の見学・学習
介護員勉強会		毎月	4月 介護委員会目標発表 10月 身体拘束 5月 介護技術 11月 感染症予防 6月 感染症予防 12月 介護技術 7月 介護記録 1月 介護記録 8月 リスクマネジメント 2月 ケアチーム 9月 認知症ケア 3月 リスクマネジメント

(2) 派遣研修

区分	研修名	備考
全・県社会福祉協議会研修	社会福祉施設職員研修（各職種）	
県特養連研修	職員研修（各部会）	
県南特養連研修	職員研修（各部会）	
全・県老協主催研修		

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 矢祭福社会

特別養護老人ホームユーアイホーム

令和7年度事業計画

部署名	特別養護老人ホームユーアイホーム・ショートステイ
年間目標	<p>施設サービス計画書を基に、利用者一人ひとりの有する能力を活かし、心身の状況に応じた『その人らしい自立した生活』を営めるよう支援していく。生活各場面において、自己決定・自己選択の視点を持った関わりをすることにより尊厳あるケアを提供する。</p> <p>『心に寄り添う介護』を合言葉に、利用者との信頼関係を深め笑顔あふれる施設を目指していく。</p>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケアマネジメントの充実 <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の人権、尊厳に十分に配慮し、生活の質の向上を目指した施設サービス計画を作成する。 ②利用者1人ひとりの有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう、個別サービス計画（施設サービス計画・栄養ケア計画・口腔ケア計画・看取り計画）に沿った支援をしていく。 2. 人材育成の取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①新人職員の育成プログラムの実施。 ②エルダーを中心に育成プログラムのカリキュラムに沿って計画的、継続的な育成を実施する。 ③専門職としての知識・技術・倫理等、資質の向上のため、定期的に研修会を開催する。 3. 働きやすい環境作りの取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①メンタルヘルスケア対策の実施。（ストレスチェック・ストレス研修会） ②腰痛予防対策を積極的に実施。（腰痛予防対策研修、介護技術向上、ボディメカニクス） ③やりがいを持って働ける職場環境整備と、定着率の向上を図るため労働環境整備に努める。 4. 苦情、虐待対応について <p>苦情、虐待に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、改善すべきことは、施設として早急に取り組むものとする。</p> 5. リスクマネジメントの取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故防止体制の強化を図る。 ②事故を未然に防ぐために、研修会を開催し必要な予備知識の習得に努める。 ③発生後の事故原因の追究をきちんと行い、再発防止に努める。 6. ターミナルケアの取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①看取りに関する指針・ターミナルケアマニュアル・看取り計画書に沿った対応を全職員が行い、その人らしく穏やかに終末期を過ごせるよう支援する。 ②利用者や家族が望まれる終末期医療及び、介護を提供できるよう多職種協働で支援をする。 ③定期的にカンファレンスを開催し、看取り計画書の見直しを行う。 7. チームケアの取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①ケアチームの役割、共通理解の形成と機能、役割分担を明確に行い、チームケアの連携強化を図る。 8. 感染症対策 <ol style="list-style-type: none"> ①感染症予防対策の実践力を高めるため、定期的に研修会を開催する。 ②感染症に対するマニュアルの管理と必要な改善を行う。 9. 口腔機能維持の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①歯科医師、歯科衛生士の指導に基づいた口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図る。 ②経口摂取維持のため、適切な支援方法を多職種で検討していく。 10. ショートステイ <ol style="list-style-type: none"> ①地域の方々に親しまれ、利用者・家族が安心して生活できる施設を目指す。 ②利用者が自宅へ戻られてもスムーズに生活出来るよう、ご家族との対話を大切に、要望に合ったサービスを提供出来るようにする。

令和7年度月別行事年間計画

月	日	項目	月	日	項目
4月	第2月曜日 第4木曜日	理容の日	10月	第2月曜日 第4木曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	未定	バスハイク		6日	十五夜茶話会
	未定	久慈川浴い散歩		未定	ミニ運動会
5月	第2月曜日	理容の日	11月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	11日	母の日(感謝の気持ちを伝える会)		未定	秋祭り
	未定	ただいま！おかえりなさい！！事業		未定	紅葉がり(バスハイク)
6月	第2月曜日 第4木曜日	理容の日	12月	第2月曜日 第3木曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第3週	誕生会
	15日	父の日(感謝の気持ちを伝える会)		第4週	クリスマス・忘年会
	未定	ただいま！おかえりなさい！！事業		25日	もちつき
7月	第2月曜日	理容の日	1月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	7日	七夕茶話会		14日	小正月(団子さし)
	未定	夏祭り		第3週	新年会
8月	第2月曜日 第4木曜日	理容の日	2月	第2月曜日 第4木曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	未定	ただいま！おかえりなさい！！事業		3日	節分豆まきのつどい
	未定	お買い物支援		14日	茶話会
9月	第2月曜日	理容の日	3月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	16日	敬老祝賀会		3日	雛祭り茶話会
	未定	ただいま！おかえりなさい！！事業		14日	茶話会

令和7年度事業計画

部署名	看護（健康管理）
年間目標	<p>利用者が安心して安全に楽しく生活ができるよう、各部署と情報の共有を図りながら一人一人の健康状態を観察・把握し、機能低下及び疾病の予防に努める。</p>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康状態の観察と把握 <p>利用者個人における健康状態を観察し、変化の把握に心がけ、疾病の予防と早期発見・対応に努める。</p> 2. 職員間の連携と情報交換 <ol style="list-style-type: none"> ① 看護師全体会議等、他の部署との情報交換を密におこない、情報の共有と連携を図る。 ② 研修会を通して利用者の自立支援と画期的な生活を提供するために意見を交換する。 3. 医療安全管理 <ol style="list-style-type: none"> ① 医薬品・医療機器に係る安全管理のための体制の確保。 ② 感染症予防マニュアルによる予防の実施。 (施設全関係者にコロナ・インフルエンザ予防接種の実施) 4. ケアチーム介護体制への対応 <p>医療部門として専門的知識を持ち、総合的援助体制の構築に努める。</p> 5. 職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> ① 各種研修会への積極的な参加促進を促す。 ② 定期的研修会をおこない、看護技術の確認と向上に努める。

令和7年度 月別年間計画

月	日	項目	月	日	項目
4	毎水曜日	回診	10	毎水曜日	回診
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	随時	機能訓練・入居者健康相談・受診		随時	機能訓練・入居者健康相談・受診
5	毎水曜日	回診	11	毎水曜日	回診
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	随時	機能訓練・入居者健康相談・受診		随時	機能訓練・入居者健康相談・受診
6	毎水曜日	回診	12	毎水曜日	回診
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	随時	機能訓練・入居者健康相談		随時	機能訓練・入居者健康相談
7	毎水曜日	回診	1	毎水曜日	回診
	上旬	入居者歯科検診		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		随時	機能訓練・入居者健康相談・受診
	随時	機能訓練・入居者健康相談・受診			
8	毎水曜日	回診	2	毎水曜日	回診
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		上旬	入居者歯科検診
	随時	機能訓練・入居者健康相談・受診		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
				随時	機能訓練・入居者健康相談・受診
9	上旬	入居者健康診断(バス検診)	3	上旬	入居者健康診断(バス検診)
	毎水曜日	回診		毎水曜日	回診
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	随時	機能訓練・入居者健康相談・受診		随時	機能訓練・入居者健康相談・受診

令和7年度事業計画

部署名	機能訓練
年間目標	<p>機能訓練を通して、利用者様の心身の健康と安全な生活を支援する。 利用者本位の機能訓練を提供する。</p>
事業計画	<p>安全管理 健康状態を把握し、安全な機能訓練を提供する。 状態変化や異常時の早期発見に努める。</p> <p>機能訓練の提供 利用者・家族の希望を踏まえ、利用者の状態に応じた機能訓練を実施する。 個別機能訓練加算に準じた、計画的な機能訓練を提供する。 運動を通して、充実感のある生活を支援する。 生活レベルの維持、廃用症候群の予防を図る。 介護職員の介助量の維持・軽減を図る。 環境調整を行い安全な生活を支援する。</p> <p>他職種連携 適時の情報共有に努め、定期的な機能訓練会議を開催し情報を共有する。 他職種連携し包括的な機能訓練を提供する。</p> <p>各施設での機能訓練について 各事業所の特徴やニーズに合わせた機能訓練を提供する。 各事業所の機能訓練指導員と連携し、定期的に機能訓練を実施する。</p> <p>機能訓練の効果判定 定期的に日常生活動作、認知機能、身体機能・能力の各種評価を実施する。</p>

令和 7年度 月別年間計画

月	日	項目	月	日	項目
4月		各事業所での機能訓練・評価	10月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議
5月		各事業所での機能訓練・評価	11月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議
6月		各事業所での機能訓練・評価	12月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議
		定期評価(効果判定)			定期評価(効果判定)
7月		各事業所での機能訓練・評価	1月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議
8月		各事業所での機能訓練・評価	2月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議
9月		各事業所での機能訓練・評価	3月		各事業所での機能訓練・評価
	第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議		第1週末 (寮母会)	ユーアイホーム 機能訓練会議
	第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議		第1金曜	櫻の苑 機能訓練会議
	最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議		最終週	せせらぎ荘 機能訓練会議

令和7年度事業計画

部署名	給食（管理栄養士・給食委託業者）
年間目標	<p>（管理栄養士）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食事等を通して、健康で楽しい生活が送れるように支援する。 ○各事業所の特色を活かし、一人ひとりに対応した食事を提供する。 ○委託業者と連携し、楽しみになる食事を提供する。 <p>（給食委託業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> □施設と連携し、満足していただける食事を提供する。 □高齢者を理解し、美味しく食べやすい食事の提供に努める。 □大量衛生管理マニュアルに沿い、衛生管理に十分注意する。
	<p>（管理栄養士）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりに対応した食事の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアマネジメントの実施 ・他職種協働による食事提供 ・ミールラウンドによる食事状況の把握 ○食事を通して、健康で楽しい生活が送れるように支援する <ul style="list-style-type: none"> ・満足のいく食事の提供 ・季節に応じた郷土食や行事食の提供 ・献立の工夫、食形態の適性 ○委託業者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報の共有を図り、食事内容を充実する <p>（給食委託業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> □高齢者を理解し、美味しく食べやすい食事の提供に努める <ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携し、入居者の嗜好や要望に合う食事を提供する □衛生管理に十分注意して、食中毒を予防する <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに沿いながら、細心の注意をして作業に取り組む ・厨房内外の整理整頓、清潔保持に努める

令和7年度月別年間計画(給食)

月	日	項 目	月	日	項 目
4 月	1日	ユーアイホーム給食委員会	10 月	7日	ユーアイホーム給食委員会
	2日	せせらぎ荘給食委員会		8日	せせらぎ荘給食委員会
	3日	櫻の苑給食委員会		9日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り
5 月	13日	ユーアイホーム給食委員会	11 月	4日	ユーアイホーム給食委員会
	7日	せせらぎ荘給食委員会		5日	せせらぎ荘給食委員会
	8日	櫻の苑給食委員会		6日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り
6 月	3日	ユーアイホーム給食委員会	12 月	2日	ユーアイホーム給食委員会
	4日	せせらぎ荘給食委員会		3日	せせらぎ荘給食委員会
	5日	櫻の苑給食委員会		4日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り
7 月	1日	ユーアイホーム給食委員会	1 月	6日	ユーアイホーム給食委員会
	2日	せせらぎ荘給食委員会		7日	せせらぎ荘給食委員会
	3日	櫻の苑給食委員会		8日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り
8 月	5日	ユーアイホーム給食委員会	2 月	3日	ユーアイホーム給食委員会
	6日	せせらぎ荘給食委員会		4日	せせらぎ荘給食委員会
	7日	櫻の苑給食委員会		5日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り
9 月	2日	ユーアイホーム給食委員会	3 月	3日	ユーアイホーム給食委員会
	3日	せせらぎ荘給食委員会		4日	せせらぎ荘給食委員会
	4日	櫻の苑給食委員会		5日	櫻の苑給食委員会
	未定	おやつ作り		未定	おやつ作り

※行事食、おやつ作り等は各事業所の計画に準じる。

令和7年度

事業計画書

ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑
矢祭町地域包括支援センター

令和7年度事業計画

部署名	ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
年間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を発症し、介護や支援が必要な状態となった利用者が、いつまでも住み慣れた地域の自宅で、元気に自分らしく暮らせるように、地域の皆様に寄り添うサービスを目的とする。 ・日常生活能力を維持し、認知症の軽減や進行予防のためにさまざまな機能訓練を行う。 ・利用者様、一人ひとりに向き合い、その方らしく暮らせるよう支援する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味活動やレクリエーションを通じ利用者の残存機能の維持・向上を図り自立した生活が送れるよう ・定員12名の少人数制で『楽しい・安心・安全』で過ごせるよう支援する。 ・その方に合わせたプログラムで支援をする。 ・利用者一人一人に手厚い支援を行い認知症予防・軽減を行う。 ・施設内での集団生活の中で社会性を保持し社会的孤立感の解消を図る。 ・認知症の理解促進や家族の不安解消の手助けになれるよう援助、支援を行う。

令和7年度月別年間計画

月	日	項 目	月	日	項 目
4 月		誕生会	10 月		誕生会
		お花見 (桜)			運動会
		体重測定			体重測定
		給食交流会			給食交流会
5 月		誕生会	11 月		誕生会
		端午の節句			お花見 (紅葉)
		お花見 (つつじ)			体重測定
		母の日			給食交流会
		体重測定			
		給食交流会			
6 月		誕生会	12 月		誕生会
		父の日			忘年会
		体重測定			体重測定
		給食交流会			給食交流会
7 月		誕生会	1 月		誕生会
		七夕			新年会
		体重測定			団子さし
		給食交流会			体重測定
					給食交流会
8 月		誕生会	2 月		誕生会
		体重測定			節分 (豆まき)
		給食交流会			茶話会
		夏祭り			体重測定
					給食交流会
9 月		誕生会	3 月		誕生会
		十五夜			ひな祭り茶話会
		敬老会			体重測定
		体重測定			給食交流会
		給食交流会			

令和7年度 ケアハウスせせらぎ荘事業計画

社会福祉法人矢祭福祉会

軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘

入居者の基本的人権を尊重し楽しく快適に、また心身の健康保持と維持、各種行事への参加・自立向上の支援につとめる。

1 サービスの提供について

- ・それぞれのサービスについて、入居者の言葉に耳を傾けて対応する。
- ・職員同士の連携、情報交換により統一された対応を提供する。
 - ① 相談・助言
プライバシーに配慮しながら、誠意を持って対応し適切な助言をする。
 - ② 食事の提供
月に1回給食委員会を開催し、食事に対する意見交換、嗜好の把握と献立への反映など、入居者にあった食事の提供を心掛ける。
 - ③ 入浴準備
清潔の維持及び入浴中の安全確保に努める。

2 緊急体制について

- ・特定施設夜勤者、ユアアイホーム夜勤者及び宿直者との協力体制により、24時間対応を行う。

3 健康管理について

- ・特定施設看護師との協力体制により、月1回健康相談日を設け体調管理に努める。
- ・入居者が高齢化していく中、ひとり1人の体調の変化を把握し家族、医師と連携をとり疾病の予防につとめる。
- ・年に1度、健康診断を実施する。

4 苦情解決について

- ・入居者及び家族からの苦情・意見を謙虚に受け止め、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。

5 余暇活動について

- ・自主的なクラブ活動や地域との交流は、主旨を損なわないよう助言や援助を行う。(感染症の流行状況を考慮して)
- ・年間を通じてのイベントでのコミュニケーションを図り、生きがい、活動に結びつける。

令和7年度 特定施設入居者生活介護事業 事業計画

社会福祉法人 矢祭福祉会

軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘

居宅介護施設として、入居者の意思及び人権を尊重した良質かつ適切な居宅サービスを提供することを目標とする。

1 個別処遇

- ・ 自立支援のためのケアプラン策定を行う。
- ・ 特定施設サービス計画にもとづき、自立支援を基本としたサービスを提供する。
- ・ 職員間の連携を重視し、適切な介護技術によって統一された対応を提供する。

2 職員の資質向上

- ・ 視察研修や、各種研修会への積極的な参加促進を促す。
- ・ 定期的な技術研修を行い、介護技術の確認と向上につなげる。
- ・ 各種資格の取得に努める。

3 管理運営

- ・ 苦情処理体制を整え、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。
- ・ 施設内外の環境の整備に努め、快適な生活の場を提供する。
- ・ 消防設備の点検及び入居者参加による防災避難訓練を実施する。

4 健康管理

- ・ 入居者個人における健康状態を観察し変化の把握に心がけ、疾病の予防と早期発見につなげる。
- ・ 看護及び健康管理にかかわる学習会を開催する。
- ・ 感染症予防マニュアルによる予防の実践と定期的な見直しを行う。
- ・ 機能訓練指導員を中心に、計画的な機能訓練に取り組む。

5 入居者の余暇活動と行事

- ・ 入居者の要望・希望を聞きながら、状態を考慮してプログラム作成を行う。
- ・ 外食や買い物等外出の機会を提供できるような行事を企画し実施する。(感染症の流行状況を考慮して)

6 その他

- ・ 地域ボランティア団体や、機能回復・健康維持を目的とした各種教室などを積極的に受け入れる。(感染症の流行状況を考慮して)

令和7年度月別行事年間計画
(軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘)

月	日	項 目	月	日	項 目
4月		お花見ドライブ	10月		紅葉狩りドライブ
		避難訓練			避難訓練
		理容の日			理容の日
		仕出し弁当の日			
5月		避難訓練	11月		総合防災訓練
		ナースコール、避難路点検			芋煮会（給食交流会）
		仕出し弁当の日			町文化祭作品出品
		お買い物ツアー			
6月		避難訓練（通報訓練）	12月		避難訓練（通報訓練）
		消防設備点検			クリスマス忘年会
		理容の日			栄養教室（ノロウイルス）
					理容の日
7月		避難訓練（夜間想定）	1月		団子さし
		給食交流会			ナースコール、避難路点検
		外食・お買い物ツアー			仕出し弁当の日
8月		避難訓練（水害想定）	2月		避難訓練（夜間想定）
		電気安全点検			節分豆まき
		理容の日			理容の日
		夏祭り			給食交流会
9月		避難訓練	3月		避難訓練
		敬老会			仕出し弁当の日
		十五夜団子作り（給食交流会）			
		仕出し弁当の日			

※感染症等の流行状況により変更になることあり。

令和7年度事業計画

部署名	矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑
年間目標	入居者の尊厳を保持し、その人らしい生活が継続できるよう支援していく。また、心身の健康維持に努めることで介護予防につなげていく。
事業計画	<p>1.サービスの提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その人らしさ」を尊重し、一人ひとりに合ったサービスを提供する。 ・職員同士の連携、情報共有により統一された対応をする。 <p>①相談・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に対し、誠意を持って対応し適切な助言を心掛ける。 <p>②食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に嗜好や献立についての確認等を行い、毎月開催する給食委員会で討議し給食サービスの質の向上を目指す。 <p>③入浴準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に入浴ができるよう、浴室、脱衣室の環境を整える。 ・入浴の準備、後片付けの支援を行う。 <p>2.緊急時の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設夜勤者、契約警備会社等との協力体制により、24時間対応を行う。 ・緊急連絡網を活用し、速やかな対応が取れるようにする。 <p>3.健康管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設看護師との協力体制により、体調管理に努める。 ・入居者が高齢化していく中、一人ひとりの体調の変化を把握し家族、主治医と連携を取り疾病の予防につとめる。 ・年1回、嘱託医師の医院(吉成医院)にて健康診断を実施する。 <p>4.苦情解決について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者及び家族からの苦情・意見を真摯に受け止め、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。 ・苦情内容について記録を残し、サービスの向上に努める。 <p>5.余暇活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的なクラブ活動や地域との交流が継続できるよう支援をする。 ・定期的にイベントを開催し「生きがい」「やりがい」に結び付ける。

令和7年度事業計画

部署名	矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑(特定施設入居者生活介護)
年間目標	<p>要支援、要介護状態にあっても、その人らしい生活が継続できるよう支援していく。</p> <p>各種イベントを通し、入居者間の交流を深めるとともに、ご自宅で行ってきた伝統行事を継続することで、在宅生活との連続性を図れるようなサービスを目指す。</p>
事業計画	<p>1.個別処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに基づき自立支援に向けたサービスを提供する。 ・職員間の連携を重視し、適切な介護技術によって統一された対応を提供する。 ・ユニット担当者を中心に、その人らしい生活の継続が図れるような取り組みを行っていく。 <p>2.職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察研修や、各種研修会への積極的な参加促進を促す。 ・定期的に内部研修会を開催することで、ケアの質の向上を目指す。 ・より充実したサービスを提供するため、自己研鑽に努める。 <p>3.管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理体制を整え、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。 ・施設内外の環境の整備に努め、快適な生活の場を提供する。 ・消防設備の点検及び入居者参加による防災避難訓練を実施する。 <p>4.健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者個人における健康状態を観察することで変化を把握し、疾病の予防と早期発見につなげる。 ・嘱託医師との連携を密にし、健康管理に努める。 ・看護及び健康管理にかかわる勉強会を開催する。 ・感染症に係る業務継続計画に基づく研修・訓練の実施と定期的な見直しを行う。 ・機能訓練指導員(理学療法士)を中心に、計画的な機能訓練に取り組む。 <p>5.入居者の余暇活動と行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の要望・希望を確認し、状態に合わせたプログラムを作成する。 ・伝統行事を重んじ、入居者の歴史を大切にしたいイベントを開催する。 ・各種イベントを通し、他者との交流を深める。 ・生活に彩をそえられるような余暇時間を提供する。 <p>6.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れや施設内外活動等を通し、入居者と地域住民との交流を深め地域に根ざした施設づくりを行う。

令和7年度月別年間計画

月	日	項 目	月	日	項 目
4月	中旬	お花見茶話会	10月	中旬	おやつ作り
	中旬	おやつ作り		中旬	紅葉バスハイク
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
		さくらカフェ			さくらカフェ
		じゃがいも植え			サツマイモ収穫
5月	上旬	五月端午の節句・茶話会	11月	上旬	収穫祭
	中旬	おやつ作り		中旬	おやつ作り
	中旬	新緑バスハイク		下旬	誕生会
	下旬	誕生会			さくらカフェ
		さくらカフェ			映画鑑賞会
		夏野菜・サツマイモ苗植え			避難訓練
		避難訓練		12月	中旬
6月	上旬	ガーデニング	中旬		誕生会
	中旬	おやつ作り	下旬		クリスマス・忘年会
	下旬	誕生会			さくらカフェ
		さくらカフェ			正月飾り作り
		映画鑑賞会	1月	上旬	書初め
		じゃがいも収穫		上旬	新年会
7月	上旬	七夕茶話会(7日)		中旬	団子さし
	中旬	おやつ作り		中旬	おやつ作り
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
		さくらカフェ		さくらカフェ	
		映画鑑賞会		避難訓練	
		避難訓練	2月	上旬	節分豆まき(3日)
8月	上旬	夏祭り		中旬	おやつ作り
	中旬	おやつ作り		下旬	誕生会
	下旬	誕生会			さくらカフェ
		さくらカフェ		映画鑑賞会	
9月	中旬	敬老祝賀会	3月	上旬	ひなまつり茶話会(3日)
	中旬	中秋のお月見会		中旬	おやつ作り
	中旬	おやつ作り		下旬	誕生会
	下旬	誕生会			さくらカフェ
		さくらカフェ			映画鑑賞会
		映画鑑賞会			避難訓練
		避難訓練			

※毎週日曜日14:00～レクリエーション活動

令和7年度 矢祭町地域包括支援センター 事業計画

- ◆ 矢祭町地域包括支援センターでは、当該計画の実現・実行に向けて、看護師、社会福祉士、介護支援専門員が、連携協働して取り組むものとする。

地域支援事業

1、介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みとして、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

- ① 介護予防・生活支援サービス事業：介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当したものに対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントをおこなう。

② 一般介護予防事業

高齢者(一般高齢者)を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する地域活動の育成支援を行う。

ア. 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等のなんらかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

	事業名	内 容	対象者	実施時期	場所等	講師等
1	「矢祭町地域包括支援センターたより」の発行	たよりを発行し、地域包括支援センターの事業の紹介や介護予防に関する情報の提供をおこなう。	各世帯	年6回	回覧	
2	地域健康教室	各戸、各地区を訪問して介護予防に関する講習をおこなう。口腔衛生について。健康相談。	一般町民	通年	各戸 または 各地区集会所	歯科衛生士 地域包括支援センター
		各地区を訪問して介護予防に関する講習をおこなう。希望グループに介護予防運動インストラクターによる体操をおこなう。健康相談。	各地区住民	通年	各地区公民館等	介護予防運動インストラクター、地域包括支援センター職員
3	運動教室	チェアビクス・ダンベル体操・レクリエーションなど転倒予防運動を行う。(48回)	概ね65歳以上の一般町民	毎週木曜日 午前	保健福祉センター(大会議室)又は体育館	外部講師 送迎運転手 地域包括支援センター職員

イ. 介護予防普及啓発事業

- 介護予防活動の普及啓発を図る。

ウ. 介護予防活動支援事業

- 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援をおこなう。

事業名	内 容	実施時期	場 所	スタッフ
地域自主活動応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・百歳体操を継続している自主活動グループに対し、訪問支援をおこなう。6 か月ごとに体力測定をおこなう。地域の自主グループの相談役として活動する。包括たよりで活動紹介をおこなう。 ・自主活動グループからの介護予防運動インストラクター派遣希望に応じ調整する。 	対象グループごとにおこなう	地区集会所等	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防運動インストラクター 包括支援センター職員

エ. 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証をおこなう。

2、包括的支援事業 地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受理するとともに、訪問による実態把握を行おこない、多様なネットワークを活用して、必要な保健・医療・福祉サービスおよび社会福祉・社会保障制度等の社会資源のあっせん、連絡調整をおこなう。

※ 年間を通して実態把握に力を入れる。一人暮らし、老夫婦世帯、認知症など各地区の民生委員との情報交換を深める。

② 権利擁護業務

虐待の防止および発生時の対応、成年後見制度利用促進等を図り、高齢者の権利擁護に努める。

(「高齢者虐待防止マニュアル」および「高齢者虐待防止ネットワーク」の活用を図る。)

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅ケアマネージャーとの連絡調整や連携、助言指導について強化する。

④ 地域ケア会議の開催

地域ケア会議を通し、地域の多様な社会・人的資源を活用するケアマネジメント体制の構築を図る。

⑤ 在宅・医療介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように在宅医療・介護連携の推進に取り組む。

⑥ 認知症施策推進事業

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームによる早期対応(訪問し、アセスメントや受診勧奨、本人・家族支援などの初期の支援等)をおこなう。認知症地域支援推進員と連携し、認知症の人やその家族の支援(認知症カフェの運営協力)をおこなう。

⑦ 生活支援サービスの基盤整備事業

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを市町村と共に推進していく。地域において必要で、かつ持続可能なサービスを創出する取り組みをおこなう協議体の構成員として参画し、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との連携を図る。

3.任意事業

地域支援事業および介護予防事業に該当しない内容のものや、従来、在宅介護支援センターが取り組んでいた業務について継続して実施し、地域高齢者の生活の質の低下を予防する。

ア 家族介護(継続)支援事業

介護者を対象に、適切な介護に関する知識・技術の習得やサービスの適切な利用方法、健康管理に関する指導、および安定した在宅生活を継続していくうえで役立つ保健・医療・福祉の制度に関する情報の提供をおこなう。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	実施場所	スタッフ
認知症サポーター養成講習	認知症に関する講習をおこない、高齢者を地域で支える認知症サポーターを養成する。また、サポーターとして活躍できる人材の育成をおこなう。	地域活動に携わる町民	通年	未定	キャラバンメイト 包括支援センター職員
認知症カフェ	・カフェタイム:認知症の人と介護者の地域社会からの孤立を防ぎ心理的負担の軽減を図る。おやつ作り、講話、創作活動やゲーム等をおこなう。 ・ステップアップ講座(これまでに認知症サポーター養成講習受講した方々のフォローアップ講座)	一般町民	通年(概ね2か月毎)	保健福祉センター	認知症地域支援推進員 包括支援センター職員

イ その他

- 福祉用具、機器に関する相談に応じ、情報提供および業者・関係機関との連絡調整をおこなう。

指定介護予防支援事業

要支援の方を対象に指定介護予防サービスを適切に利用等できるよう、心身や環境、本人および家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。また、これに基づくサービス等の提供が確保されるよう、事業者その他の者との連絡調整やその他の便宜の提供をおこなう。

令和7年度 矢祭町地域包括支援センター 相談支援事業計画

1. 年間目標

- ①地域で暮らす障害者および家族等の総合的な相談支援をおこなう。
- ②障害者および家族が抱える生活課題について、整理・分析・検証をおこなう。
- ③障害福祉サービス利用者の指定特定相談支援事業(サービス等利用計画作成)をおこなう。
- ④地域の社会資源の把握、関係機関(地域自立支援協議会、相談支援専門員協会等)とのネットワーク構築を図り、資源の利用・活用について連絡調整をおこなう。
- ⑤障害者に対する心身への虐待や経済的搾取等の権利侵害について相談に応じ、関係機関との連絡調整や関連制度の活用により改善に向けた支援をおこなう。

2. 具体的な業務計画 対象者:知的障害者・身体障害者及び家族等

① 基本相談支援にかかる業務

地域包括支援センターの連携協力のもとに、障害者および家族等から寄せられる相談に応じ、障害福祉サービス以外の保健・医療・福祉・介護・教育・就労・住宅・心理的支援等の幅広い分野について総合的に対応し、継続的かつ専門的なフォローをおこなう。

ア 地域包括支援センターとの連携協力による相談支援

- ・看護師による「心身の健康・医療・リハビリテーション・補装具に関する相談」をおこなう。
- ・社会福祉士による「社会福祉、社会保障制度・権利擁護に関する相談」をおこなう。

イ 継続的かつ専門的な相談支援

- ・自宅等を訪問し、本人または家族に対する面接相談および緊急性の判断、情報の収集をおこなう。
- ・相談の内容や問題の解決・改善、自立支援に資する幅広い分野の制度や社会資源、関係機関へのつなぎ、利用にかかる連絡調整をおこなう。
- ・相談、つなぎ、利用のための連絡調整等を経て、経過や結果について事後確認をおこない、関与や介入の必要性が認められたときには適切に対応する。
- ・相談の受理において、障害福祉サービスの利用希望者の場合は、必要に応じて役場担当者へ連絡する等の支援をおこなう。

ウ 地域における現在の障害者の心身状態、生活環境、社会活動への参加状況等について個別訪問、関係者からの情報収集により実態を把握し、潜在化している問題やニーズの発見、生活課題の予防的対応をおこなう。

② 計画相談支援にかかる業務

矢祭町からサービス等利用計画作成について依頼された者に対して、

ア サービス利用支援

- ・支給決定または支給決定変更前に、サービス等利用計画案を作成。支給決定または変更後のサービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画作成。

イ 継続サービス利用支援(モニタリング)

- ・サービス等の利用状況の検証をおこない、必要時には計画の見直しをおこなう。

ウ サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更にかかる申請の勧奨。

③ 障害支援区分認定調査にかかる業務

矢祭町からの委託により、障害支援区分認定にかかる訪問調査、サービス利用意向の聴取をおこなう。但し、調査対象範囲は県南地区居住の者とする。

④ 権利擁護業務

障害者の権利擁護に関する相談支援をおこなう。

- ア 社会生活における不当な扱いや差別、虐待や経済的搾取等の権利侵害について個別訪問等により相談に応じる。
- イ 役場および障害者虐待防止センター等の関係機関との情報交換に努め、連携協働体制を確立する。
- ウ 権利擁護に資する成年後見制度や社会保障制度等の関連する社会制度について情報提供をおこない、日本司法支援センター法テラスや、生活自立サポートセンター等の活用にかかる連絡調整等の支援をおこなう。

